

難民等保護法案・入管法改正案のポイント

恣意的・不透明な難民認定に対応

- ・ 難民等保護委員会（三条委員会）を設置
- ・ UNHCRの見解を踏まえ、難民等保護委員会が規則で「難民等」（条約難民・補完的保護対象者・無国籍者）を定義
- ・ UNHCRの見解を踏まえ、難民等認定基準を策定

国際法違反の入管収容に対応

- ・ 逃亡のおそれがあるときに裁判官の収容許可状により収容

長期収容の問題に対応

- ・ 全件収容主義の撤廃（逃亡のおそれがあるときのみ収容）
- ・ 必要的仮放免（逃亡のおそれがない又は疾病等により収容継続の相当性がないとき）
- ・ 裁判所に対する収容許可状の失効申立てによる放免

人道上の理由により帰国できない外国人に対応

- ・ 在留特別許可の申請手続を創設
- ・ 在留特別許可の考慮事情を明示（子の最善の利益、家族での在留等の配慮）
- ・ 違反審査又は口頭審理の段階から在留特別許可の申請が可能
- ・ 事情変更による再審情願を法制化
- ・ 時限的な措置として、不法残留者等で一定の要件を満たした者に定住者の在留資格を付与（アムネスティ）